

オーストラリア

雇用主スポンサー(サブクラス 457 ビザ)に関する改正

概要

2013 年 7 月 1 日に 2013 移民改正法(一時就労ビザ)が発効し、多岐に渡る行政規則や移民規制も同日有効になりました。

サブクラス 457 ビザ・プログラムの再調整は、オーストラリア人の雇用機会確保、国内の技術労働者不足、外国人労働者の保護といった問題にバランスよく対応するためのものです。

政府は、雇用主スポンサープログラムによる受け入れに偏重した技術移民政策は望ましくないと表明しました。

主要な点

労働市場テスト(Labour market testing)

サブクラス 457 ビザのノミネーション申請時に、認可を受けたスポンサーは労働市場テストを実施した証拠書類を提供することが求められます(但し免除規定有り)。証拠書類には次のものが含まれます:

- ▶ 従事するポジションまたは同類のポジションの求人広告
- ▶ 広告に掛かった費用と経費

スポンサーは労働市場テストを通して、オーストラリア人または(農業セクターにおいては)ワーキングホリデー・ビザ保持者の有経験・資格者が容易に確保できないことを証明する必要があります。

ノミネーション申請において次のような情報提示も有効です。

- ▶ 関係する職種やキャリアに関する企業説明会への参加記録
- ▶ リクルート活動に負担した費用や手数料の詳細、また実際に充足したポジションなどリクルート活動の結果
- ▶ 過去 4 ヶ月に実施した雇用動向調査やノミネートしたポジションの人材市場の調査に関する資料
- ▶ 雇用政策を管轄する連邦・州政府機関からの支援証明
- ▶ 大臣が定めるその他の証拠書類

スポンサーまたはその関連事業体が、過去 4 ヶ月において人員整理した職種と同じポジションをノミネートする際は追加的な要件を満たすことが求められる場合があります。

スポンサーは、ノミネートしたポジションにおいて下記の2つの条件を満たした場合、労働市場テストの実施から免除される

- ▶ 当該ポジションが ANZSCO グループ 1 または 2 と同レベルのスキルが求められ、行政規則に定められている(但し保護されている職種として看護婦とエンジニアは免除されない)
- ▶ 行政規則の中で大臣が指定した免除対象の職種。海外貿易において労働市場テストが矛盾する場合も含まれる。

政策の指針が未だ発行されていない中で、このような新しい労働市場テスト制度がどのように機能し実行されるか不明確です。労働市場テスト関連の法制化は公示によって定められた日、あるいは裁可を受けた日から6ヶ月後の翌日に施行されるため、2013年11月に施行されると予想されます。

457 ビザ保持者の雇用契約終了

サブクラス 457 ビザ保持者が、スポンサーを引き受ける新たな雇用先を探す、他の種類のビザを取得する、あるいはオーストラリアを出国する場合、雇用契約終了後から連続28日だった猶予期間が90日へ延期されます。

こちらのビザ規定の変更は、現行の全てのサブクラス 457 ビザと新サブクラス 457 ビザ保持者に適用されます。

フェア・ワーク(Fair Work) 調査官の新たな権限が強化

フェア・ワーク(Fair Work)調査官は、スポンサーの義務、その他短期労働滞在ビザの利用、また労働違反などに対し調査を行い遵守を強化する権限を与えられました。調査官の新たな権限には、スポンサーの義務に対する違反、そしてビザや職場における違反が行われていないかの調査を含みます。300人の新しい調査官が既に訓練を受けており、権限を行使する準備ができています。

法的効力のある公共の取り組み

違反に対して迅速且つ効果的な措置方法を確保するために、大臣はスポンサーに対して新たな権限力を保持することになりました。(違反者)企業名一覧の公開のような手段をとることが可能になりました。

2013年7月1日以降施行されたその他改正点

上記の改正点に加え下記の点を含む重要な行政規則や新たな法律が施行されました:

- ▶ 一時技能者移民の最低賃金枠(Temporary Skilled Migration Income Threshold、TSMIT)が53,900豪ドルに引き上げられた
- ▶ 新しい裁量のサブクラス 457 ビザ認可は、事業規模、設立の可能性がある事業そしてその他の要因によるスポンサーに限られる
- ▶ 高所得者市場の給与免除額が250,000豪ドルに引き上げられた
- ▶ 英語力免除となる基本給が96,400豪ドルまで引き上げられ、職種による免除がなくなった
- ▶ ノミネートしたポジションが「真」なものであるかという要件が追加された
- ▶ ノミネートされた者は求められている免許や資格を保持しなければならない
- ▶ 大臣は、ノミネートされた者がノミネートされたポジションの職務を遂行できる技能や経験があると見なすものとする
- ▶ 職業統一覧の変更

不法労働者雇用に対する制裁措置

2013年6月1日に施行された「2012年移民改定法(雇用者制裁改革)」The Migration Amendment (Reform of Employer Sanctions) Act 2012では、不法労働者の雇用に関し無過失規定に基づいた重い罰則を規定しました。

アーンスト・アンド・ヤングがお手伝いできること

リクルートメントと人事に関する業務を改善することにより、業務の混乱、罰金、刑事訴追のリスクを軽減することができます。EYの移民専門家に問い合わせをいただき、この重要なビザ・プログラム改正に対応するお手伝いをさせていただきます。

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transactions | Advisory

About Ernst & Young

Ernst & Young is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. Worldwide, our 167,000 people are united by our shared values and an unwavering commitment to quality. We make a difference by helping our people, our clients and our wider communities achieve their potential.

Ernst & Young refers to the global organization of member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. For more information about our organization, please visit www.ey.com

About Ernst & Young's Human Capital services

Our global mobility team advises many of the world's largest global employers - as well as those just venturing into their first foreign country. Our performance and reward professionals help you design compensation programs and equity incentives that really engage your key people. We help you meet your executive tax compliance obligations, stay on top of regulatory change, manage your global talent effectively and improve your function's strategic alignment. It's how Ernst & Young makes a difference.

www.ey.com

© 2013 EYGM Limited.
All Rights Reserved.

This publication contains information in summary form and is therefore intended for general guidance only. It is not intended to be a substitute for detailed research or the exercise of professional judgment. Neither EYGM Limited nor any other member of the global Ernst & Young organization can accept any responsibility for loss occasioned to any person acting or refraining from action as a result of any material in this publication. On any specific matter, reference should be made to the appropriate advisor.

www.ey.com
Ed None

Wayne Parcell

Tel: + 61 2 9248 5163
Email: wayne.parcell@au.ey.com

Trina Diallo

Tel: + 61 7 3011 3138
Email: trina.diallo@au.ey.com

Alice Chen

Tel: + 61 8 9217 1171
Email: alice.chen@au.ey.com

Katie Malyon

Tel: + 61 2 9276 9597
Email: katie.malyon@au.ey.com

Merryn Rider

Tel: + 61 3 9288 8208
Email: merryn.rider@au.ey.com